

女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例

人はすべて法の下に平等であり、性別によって差別を受けることなく、個人として尊重されなければならない。真の男女平等を目指す国際社会のうねりは1975年の「国際婦人年」をきっかけに始まり、わが国においても男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等が相次いで施行され男女共同参画社会実現に向けた取り組みは国内外共に連動しつつ進められてきた。しかし、21世紀を迎えた今でも性別による固定的な役割分担意識や社会慣行は依然として残っており、真の男女平等の実現には数多くの課題がある。

三和村は、頸城平野の中央に位置し豊かな自然環境に恵まれた村である。女性は、これまで長い間村の主たる産業である農業の担い手として大きな役割を果たしてきた。しかし、2000年に実施した「三和村住民意識調査」からは、昔ながらの社会慣行で男女の役割を決めつけてしまう考え方が根強く残っていることや、地域活動における男女の参画が平等でないことまた、家庭生活においても家事や育児、介護等を男女が対等に負担しているとはいえないことなどの現状が明らかになっている。

村民の願いとする三和村の姿は、真に豊かで活力のある次の世代に誇ることが出来るまちであるが、このようなまちづくりを進めるためには男女の対等なパートナーシップは欠かせない。

男女が対等な存在として、あらゆる分野における活動に共に参画し利益を享受し、かつ責任を負う真に豊かで活力ある三和村の実現を目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画推進に関する基本理念と施策の基本的な事項を定め村、村民、事業者及び地縁団体等の責務を明らかにするものである。また、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することによって、村民一人ひとりが性別にしばられない生き方をするための支援をし、真に豊かで活力ある三和村男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例に使われている用語の定義を、次のように定める。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画する機会が確保されること

により男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。

- (2) 事業者 公的、民間を問わず又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野で、どちらかの性に偏りがみられる場合その性に対して積極的、優先的に社会参画するための機会を与えることをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与えること、又は就業その他の生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人、その他の親密な関係にある者から受ける精神的、経済的、身体的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 男女が共に個性や能力を十分に発揮する機会が確保され、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行を改め、社会における男女の活動の自由が妨げられないようにすること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同で参画する機会が確保されること。
- (4) 教育の果たす重要性をかんがみ、学校教育を始めとするあらゆる教育の場において男女平等教育に取り組むこと。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に子育て、介護など家庭生活における活動と、地域、職場その他のあらゆる場における活動において平等に参画できるようにすること。
- (6) 男女の平等な関係の下に、互いの性に関する理解をし妊娠や出産、その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持及び権利を尊重すること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと密接に関係していることを理解すること。

(村の責務)

第4条 村は、男女共同参画の意義を広報し施策の推進にあたっては村民、事業者及び地縁団体等を啓発して協力を促し、男女共同参画の理念を損なう行為に対しては積極的改善に向け働きかけるものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、家庭、地域、職場などあらゆる活動分野において、性差別

及び固定的な役割分担意識又は、それらに基づいた社会制度、慣習の改善に努めるとともに村が行う男女共同参画の促進に関する施策について積極的に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業の活動において、性による差別をしないように努めるとともに、村が行う男女共同参画の促進に関する施策について積極的に協力するものとする。

（地縁団体等の責務）

第7条 地縁団体等は、性別による固定的な役割分担意識を解消し、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画できる体制や男女が平等に能力を発揮できる環境整備に努めるとともに、村が行う男女共同参画の促進に関する施策について積極的に協力するものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、あらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）性別を理由とする差別的扱い

（2）セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他の性別による権利侵害行為

（3）家庭の中におけるあらゆる暴力的行為

（村民に表示する情報において留意すること）

第9条 村民に表示する情報において、何人も性別による固定的な役割分担意識を助長しかつ暴力を連想させるような表現や行き過ぎた性的表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本施策等

（基本計画）

第10条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本計画を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

（1）総合的かつ長期的な男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、基本計画を策定するにあたり、村民の意見を反映させることができるように必要な措置を講じる。基本計画を変更するときも同様とする。

4 村長は、基本計画を策定又は変更したときは速やかに公表する。

5 村長は、社会情勢の変化等に対応するため必要に応じて計画の見直しを図る。

(人材育成)

第 11 条 村は、男女共同参画推進にあたり村民、事業者及び地縁団体等の理解を深めるため積極的に人材を育成するよう努めるものとする。

(教育の推進)

第 12 条 村は、学校教育及び生涯教育において男女平等教育を推進する。

2 村は、基本理念に対する村民の理解を深めるため幼児教育、学校教育、社会教育及びその他の教育活動に携わる者に対して適切な支援を行う。

(積極的格差是正措置)

第 13 条 村は、家庭、職場、学校及び地域社会等あらゆる活動の場において参画する機会の格差が男女間に生じている場合、村民、事業者及び地縁団体等と協力し積極的格差是正措置を講ずるよう努める。

(表彰)

第 14 条 村長は、男女共同参画社会の形成の促進に著しく寄与した村民及び事業者を表彰することができるものとする。

(政策決定過程への女性の参画促進)

第 15 条 村長は、審議会等における委員を委嘱し又は任命する場合にあっては、男女いずれか一方の性が委員総数の 4 割未満とならないように配慮しなければならない。

(家庭生活と職業生活等の両立への支援)

第 16 条 村は、男女が共に家庭生活と職業生活・地域活動を両立させることができるように必要な支援に努める。

(活動の支援)

第 17 条 村は、村民、事業者及び地縁団体等の男女共同参画の促進に関する活動を支援するため情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(就業における措置)

第 18 条 村は、就業の場における男女共同参画推進の規範を示すため次の各号を趣旨とした施策を講ずるよう努める。

(1) 村の全職員に占める女性の割合を高め、また、男女同等のさらなる能力開発を行うとともに管理職等への女性の登用率を高めるため施策を講ずる。

(2) 村の職員が、育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を確立し性別にかかわらずそれらを活用できる環境づくりを行う。

(3) 男女共同参画についての職員研修を積極的に行う。

(推進体制の整備)

第 19 条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため必要な推進体制を整備する。

(施策の実施状況の公表)

第 20 条 村は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、審議会に報告後公表する。

第 3 章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第 21 条 村は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について調査、審議するため三和村男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 22 条 審議会の所管事項は次のとおりとする。

(1) 基本計画の推進状況についての点検、評価

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項の調査・審議

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関して村長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 23 条 審議会の委員は、12 人以内で組織し、男女のいずれか一方の性が委員総数の 4 割未満であってはならない。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業者

(4) 地縁団体等の代表者

(5) 公募による村民

(委員の任期)

第 24 条 審議会の委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員によって補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。

第 4 章 相談及び苦情

(相談及び苦情の申出への対応)

第 25 条 村長は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、村民、事業者及び地縁団体等から相談及び苦情の申出があった場合には他の関係機関等と連携をとり必要な措置を講じなければならない。

2 村長は、相談及び苦情を適切かつ迅速に処理するため相談員を置く。

3 村長は、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができるものとする。

第 5 章 雑則

(その他)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は平成 16 年 1 月 1 日から施行する。